

第6期第22回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月27日(月) 午後4時00分から午後4時53分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室及び穂別町民センター会議室

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

| | | | | | | | | |
|-----|--------|---|-----|--------|---|-----|--------|---|
| 1番 | 清瀬 利一 | ○ | 11番 | 中澤 浩 | ○ | 21番 | 佐々木 保成 | ○ |
| 2番 | 鈴木 秀子 | ○ | 12番 | 佐田 正彦 | ○ | 22番 | 金谷 仁 | ○ |
| 3番 | 清野 薫 | ○ | 13番 | 藤岡 健人 | ○ | 23番 | 梅藤 勝 | ○ |
| 4番 | 小笠原 正実 | ○ | 14番 | 森山 幸治 | ○ | 24番 | 青木 茂美 | ○ |
| 5番 | 山谷 和彦 | ○ | 15番 | 石崎 代里子 | ○ | 25番 | 田代 英孝 | ○ |
| 6番 | 山本 好一 | ○ | 16番 | 土田 泰弘 | ○ | 26番 | 藤江 政利 | ○ |
| 7番 | 毛利 武 | ○ | 17番 | 伊藤 正人 | ○ | 27番 | 中島 勝美 | ○ |
| 8番 | 林 利輝 | ○ | 18番 | 貞廣 賢治 | ○ | | | |
| 9番 | 宇南山 浩利 | ○ | 19番 | 平島 道弘 | ○ | | | |
| 10番 | 星 力 | ○ | 20番 | 遠藤 一三 | ○ | | | |

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 人事異動の発令に関する件
- 第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件
- 第7 報告第5号 農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件
- 第8 報告第6号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第9 議案第1号 令和2年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件
- 第10 議案第2号 農業委員会の適正な事務実施に関する件
- 第11 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第12 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第13 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第14 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件
- 第15 議案第7号 農地移動適正化あっせんに関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

| | |
|-------|---|
| 事務局 長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。 |
| 会 長 | <p>【会長挨拶】</p> <p>新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言について、政府は、東京など7つの都府県以外でも感染が広がっていることから、5月6日までの期間、対象地域を全国に拡大することを決めました。</p> <p>このことを踏まえ、一般社団法人 北海道農業会議より、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応について、次のとおり通知がありました。</p> <p>農業委員会の総会は、法令事務を取り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっている。同時に会議の公開（農業委員会法第32条）、議事録の公表（同法第33条）等が法律上規定されております。また、実際に総会の場に委員が参集することが原則であるが、例えばテレビ会議等を活用して、離れた場所でも出席委員が同時に議事の審議を行い、合議体としての意思決定や会議の公開を実現できるのであれば、これらの方法による総会は可能であると示されております。</p> <p>よって、むかわ町農業委員会としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、国が示す密閉・密接・密集を避け、クラスター（集団）発生のリスクを最小限とするため、本日開催の総会は、初めて、テレビ会議とさせていただきますことを、ご理解とお願いを申し上げ、この後総会に入っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第22回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、23番・梅藤 勝委員と24番・青木 茂美委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。</p> |
| 鷓川地区 | （異議なし） |
| 議 長 | 穂別地区、よろしいでしょうか |
| 穂別地区 | （異議なし） |
| 議 長 | <p>それでは、両名に決定をいたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案8件の合わせて14件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。</p> |

鷓川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、よろしいでしょうか。

穂別地区 (異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 【報告第1号、朗読及び説明】

1 ページにありますように、令和2年4月1日付けで鎌田晃前局長が町長部局へ出向が命じられ、高木龍一郎前支局長は併任を解かれております。大捕悠生前主査は、町長部局へ出向が命じられています。

また、後任として、東和博事務局長、藤野真稔支局長として、水澤圭助主任が農地係、伊藤貴大主事が穂別支局農地係主事として、それぞれ発令されてございます。なお、藤野支局長においては地域経済課主幹との併任発令となっておりますことを申し添えます。以上報告といたします。

議長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

鷓川地区 (質問、意見なし)

議長 穂別地区、質問 意見はありませんか。

穂別地区 (質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第4 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 【報告第2号、朗読及び説明】

3 ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。

1 件・1 筆・400㎡となっています。こちらにつきましては、●●さんが賃貸していた農地について、後の議案第4号でお諮りさせていただきますが、次の利用調整が整ったため解約に至ったものです。以上になります。

議長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。

鷓川地区 (質問、意見なし)

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 穂別地区、質問意見はありませんか。 |
| 穂 別 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第5 報告第3号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 主 任 | <p>【報告第3号、朗読及び説明】</p> <p>4月につきましては、議案に記載のとおり、4月13日に川西地区委員会・川東地区委員会、15日に穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件、農地中間管理事業の利用配分計画2件について審議した結果、いずれも適当と判定しています。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定4件、農地中間管理事業の利用配分計画3件について審議した結果、いずれも適当と判定しています。</p> <p>穂別地区委員会では、あっせんの申出1件について審議した結果、申出内容議受候補者等いずれも適当と判定しています。</p> <p>なお、あっせんの申出内容については5ページに記載しておりますのでご確認のお願いいたします。以上です。</p> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。報告第3号について、質問意見はありませんか。 |
| 鶴 川 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 穂別地区、質問意見はありませんか。 |
| 穂 別 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 主 任 | <p>【報告第4号、朗読及び説明】</p> <p>2月の総会でご承認いただきました●●の●●さんの農地を●●〈法人〉が営農型太陽光発電事業の施設整備のため転用する案件ですが、転用要件から、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。</p> <p>その結果でございますが、7ページから9ページにありますとおり、許可相当である旨、回答があり、許可書を交付しましたのでご報告申し上げます。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。 |
| 鶴 川 地 区 | (質問、意見なし) |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 穂別地区、質問意見はありませんか。 |
| 穂 別 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第7 報告第5号「農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 主 任 | 【報告第5号、朗読及び説明】 本件は、2月総会で報告しました農地法第41条第1項に基づく通知を農地中間管理機構である北海道農業公社へ行った農地を、北海道知事の裁定により中間管理機構が利用権を得たこと報告する内容です。 議案の11ページから14ページに知事裁定に対しての通知類を添付しております。なお、議案第6号にて農地の利用集積の議案をお諮りさせていただきます。以上でございます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。 |
| 鶴 川 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 穂別地区、質問意見はありませんか。 |
| 穂 別 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第8 報告第6号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 主 任 | 【報告第6号、朗読及び説明】 15ページから18ページに申出書の写しを添付してございます。 15ページ16ページの申出書記載の農地は2月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。 17ページから18ページについては、平成27年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。これら申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第5号にてご説明申し上げます。以上でございます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。報告第6号について、質問意見はありません |

議 長 か。

鷗川地区 (質問、意見なし)

議 長 穂別地区、質問意見はありませんか。

穂別地区 (質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第6号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第9 議案第1号「令和2年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件」をを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長 【議案第1号、朗読及び説明】

これからご提案させていただきます議案第1号及び議案第2号については、各地区委員会と本日総会に先立って行った正副委員長以上会議にて意見等をすり合わせ作成をしてございます。内容については、ポイントを説明しご提案させていただきます。

それでは活動計画(案)20ページをご覧ください。

1番目の活動計画の趣旨であります。去年は、胆振東部地震後の計画であり、営農に支障のないよう、例年以上に農業者の底力を発揮しなければならない。と大きな計画の柱を立てて実施してきたところであります。この1年間を振り返ってみますと、依然として想定外とされるような自然災害が全国各地で多発しており、胆振東部地震による農業関連施設の復旧・整備中ではあるものの、本町の農業振興・農地行政の諸課題を解決するために本計画を定める趣旨としています。

2番では、重点事項及び実践方策の内容につきましては、重点事項を6項目としております。去年に引き続き、同様の内容としています。

1点目は、農地利用状況調査やパトロールを含む、日常の農地点検を実施しながら農地の適正かつ有効な利用を各営農区農政推進委員長等との連携を図っていくとしています。

2点目は、農地のスムーズな権利移動が行えるよう、担当地区委員を主体とした調整活動を、農地利用の最適化を図るため、これまでどおり実施していくこととしています。

3点目は、改正法でも意見の提出・要望活動ができるため、農業振興上の重大な懸案事項等がある場合は委員会として町部局等に対し意見提出などの取り組みをしていきます。

4点目は、町地域担い手育成センターと連携を図りながら新規就農対策に取り組むとともに、新規農地所有適格法人の参入等にも対応していくこととしています。

5点目は、農業者年金の加入促進を特に新規就農者等へ行っていくとともに経営継承等が適切に行えるように、相談・支援をしていくこととしています。

6点目、農業委員会等に関する法律第37条に情報の公表とあり、農委だよりやホームページを活用した情報発信を逐次行うこととしています。

続いて、22ページ目をご覧ください。

3番の推進体制の整備充実につきましては、次の4項目を主眼に農業委員会

事務局長 　　が政治的中立性をもつ行政委員会としての立場・農業者の公的代表としての性格を有する組織としての農業委員会の役割・機能の発揮に十分に配慮し、最高議決機関である農業委員会総会の月例開催を基本に活動を行いながら各種農地行政を進めていきます。

　　なお、4番の農業委員及び事務局の資質向上の⑧農業委員会活動の綱紀保持を追加し、疑惑や不信を招かないよう執り進めるものです。

　　以上、令和2年度の活動計画（案）についてご提案をさせていただきますので、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議　　長 　　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

鷺川地区 　　（質問、意見なし）

議　　長 　　穂別地区、質問意見はありませんか。

穂別地区 　　（質問、意見なし）

議　　長 　　質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

鷺川地区 　　（異議なし）

議　　長 　　穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 　　（異議なし）

議　　長 　　ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
　　続いて、日程第10　議案第2号「農業委員会の適正な事務実施に関する件」をを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 　　【議案第2号、朗読及び説明】

　　今年、新たに1の取り組み内容の改正について、追加します。その内容として、改正農業委員会法により、活動の点検・評価及び活動計画について、インターネット等での公表が義務付けられましたが、改正前まで義務付けられていました各内容の意見の募集について、随時、募集できることとなり、決定前の募集手続きは廃止となりました。

　　本町の農業委員会としては、これまで募集期間を設定し取り組んできましたが、決定前の募集手続きを廃止することで、4月に決定・公表を行うことで速やかな活動展開が図られます。よって、令和2年度より、従来募集期間について廃止とし、3番の取り組みの日程等のとおり、6月末までに振興局経由で農林水産省へ報告するといったスケジュールであります。

　　25ページより令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。平成30年度当初に決定した目標に対しての実績等ではありますが、1番「農業委員会の状況」については農林業センサスの公表値等を踏まえた数値を記載しています。

事務局 長

26 ページ 2 番「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、令和元年度 1 年間で 65.9 ha 集積面積が減っております。

近年、認定農業者を更新しない農業者など、高齢化による影響が大きな要因の一つと考えられますが、農業委員会としては、出し手の希望による農地の権利移動については、概ね円滑に担い手への権利移動を進めております。

27 ページ 3 番です。令和元年度実績は担い手センターからの就農 2 件、新たな法人 1 件と計 3 件の参入がありました。引き続き、担い手センターとの連携による新規就農対策を図り、また、法人参入についても同様に関係機関団体等と連携を図りながら、それぞれ円滑かつ安定的な参入となるよう取り組む必要性があると考えております。

28 ページ 4 番です。年度当初の遊休農地としてはありませんが、引き続き農地利用状況調査などをすすめ、優良農地の確保に向ける必要があります。

29 ページ 5 番です。違反転用への適正な対応は、引き続き 0 計上となります。日常的な相談活動等により転用申請は適正に行われておりこの状態を維持していく必要があります。

30 ページ 6 番の農地法により、その権限に属された事務に関する点検ですが、農地法等による所管業務の集計結果です。内容は記載のとおりとなっております。

32 ページ 7 番ですが、こちらは、特に案件はありませんでした。

次に 8 番ですが、毎月の総会議事録はホームページでの公表が義務付けられており実施しています。

意見の提出は、令和元年度は提出していませんが、今後も必要な場合は委員会として取り組む必要もあります。活動計画の点検・評価の公表については、この内容を毎年公表をしております。以上、令和元年度の点検・評価（案）となります。

33 ページからは令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となります。

1 番は記載のとおりです。

34 ページ、2 番は、集積率 95% を目標に過去 3 年平均の伸び率を踏まえながら 1.1 ha の増を見込んだ集積面積を目標としています。

3 番では、新規参入法人などにより経営体の確保をめざし、2 経営体の参入目標としております。

35 ページ 4 番では、本年度も農地利用状況調査を行いますが、新たに発見された遊休農地については、その後の取り扱いについて適切な判断をしていく必要があります。

5 番の違反転用への適正な対応では、引き続き 0 ベースを維持していく取り組みを進めます。

以上が、令和 2 年度の目標、活動計画（案）となりますので、内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

鷗川地区

(質問、意見なし)

議 長

穂別地区、質問意見はありませんか。

穂別地区

(質問、意見なし)

議長

質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

鷺川地区

(異議なし)

議長

穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。なお、本案件中、●●委員が被設定人となっており、議事参加ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。
ご異議ありませんか。

鷺川地区

(異議なし)

議長

穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区

(異議なし)

議長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主事

【議案第3号、朗読及び説明】

37ページになります。

こちらは、●●さんが所有地の処分を行いたいとの意向から地域の担い手である●●さんと売買を行うものです。

以上、1件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

38ページから39ページまで、それぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番

1番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんが●●さんの希望により農地を取得する案件ですが、●●さんは売買後は、牧草を作付けする計画となっています。

1 番 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

鷗川地区 (質問、意見なし)

議 長 穂別地区、質問意見はありませんか。

穂別地区 (質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

鷗川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。続いて、日程第12 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 【議案第4号、朗読及び説明】
41ページになります。
本件につきましては、●●さんが、●●さんの農地を使用貸借権を設定しながら農家住宅として自己住宅を建設する5条案件でございます。
申請地の農地区分は農用地区域内農地であります。本件は農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべきものの育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられた農家住宅の建築であり、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。
また、面積・事業案件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。
42ページから46ページまで、現況地目図・配置図や立面図、調査表を添付しておりますので、ご確認いただきご審議後決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

21 番 現地を確認してきましたので報告いたします。
●●さんの農家住宅建設の案件ですが、現在、●●さんは経営地と離れた住宅に居住していますが、今回申請地に住宅を建設することにより作業効率の向

21 番 上を図ることができます。

現地の状況から申請地周辺の農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

鵜川地区 (質問、意見なし)

議長 穂別地区、質問意見はありませんか。

穂別地区 (質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

鵜川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。続いて、日程第13 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件は●●委員・●●委員が被設定人となっており、議事参加ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

鵜川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主任 **【議案第5号、所有権移転関係、朗読及び説明】**
48ページから、所有権移転1件です。
こちらにつきましては、報告第6号でご報告申し上げました農業公社からの売渡に伴う所有権移転となっております。
続いて、50ページから利用権設定6件です。
【議案第5号、利用権設定関係、朗読及び説明】
1番は、耕作者の規模縮小により新たに利用権を設定するものです。

主 任 2番、4番、5番、6番は買い入れ協議により農業公社への所有権移転が完了したため、それぞれ利用権を設定するものです。

3番は所有者の離農に伴う利用権の設定となりますが、中間管理事業を利用するため農業公社に利用権の設定となり、公社から農業者の配分については、議案第6号でご説明いたします。以上、所有権移転1件3筆・利用権設定6件23筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

所有権移転関係は49ページに、利用権設定関係は52ページから57ページに、それぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

鷗川地区 (質問、意見なし)

議 長 穂別地区、質問意見はありませんか。

穂別地区 (質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

鷗川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。続いて、日程第14 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 【議案第6号 朗読及び説明】

1番の農地ですが、報告第5号においてご説明させていただいた農地について、その後の耕作者の調整として本案件の審議となります。当該地ですが、昨年末まで●●さんが利用権を設定し耕作しており、周辺農地も耕作地となっているため、今後も引き続き●●さんが耕作することが望ましいとして●●地区で協議を行っています。●●さんは、営農継続が見込まれる認定農業者であることから、本利用配分計画の内容は適当であると考えます。

所有者不明農地については、既に耕作が行われている●●地区の農地に続き2例目となっております。●●地区においても現在手続きを進めている農地もあり、概ねスムーズに進んでおります。所有者の探索等については困難を要し今回も本件に至るまで1年程の時間を要していますが、万が一、今後このような農地が出てきた場合は皆さんのご協力もお願いしたいと思っています。

| | |
|------|--|
| 主 任 | <p>2番につきましては先の平成27年7月21日付け第5期第1回総会でご決定いただきました、利用配分計画が終期を迎えるに伴い、計画更新をするものでございます。被設定人である●●さんは、先の利用配分計画においても受け手として計画決定されており、営農継続が見込まれる認定農業者であります。</p> <p>3番、4番、5番は先の議案第5号でご審議いただきました●●さんの農地を中間管理機構に利用権を設定する案件ですが、その後の利用配分について、本議案のとおり機構からそれぞれ賃貸を受けようとするものでございます。</p> <p>利用配分までの流れでございますが、中間管理機構へ本日の総会審議の結果を報告し、さらに、機構から北海道へ申請がなされ、道において公告が行われます。道の広告が制度上の貸付の始期となるため、本年6月29日が予定されております。</p> <p>60ページから64ページまで、それぞれの図面を添付しておりますのでご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 |
| 鷗川地区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 穂別地区、質問意見はありませんか。 |
| 穂別地区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| 鷗川地区 | (異議なし) |
| 議 長 | 穂別地区、ご異議ありませんか。 |
| 穂別地区 | (異議なし) |
| 議 長 | <p>ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第15 議案第7号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 事 | <p>【議案第7号 朗読及び説明】</p> <p>66ページになります。</p> <p>以上、1件の実施について、67ページにそれぞれ図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 |
| 鷗川地区 | (質問、意見なし) |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | 穂別地区、質問意見はありませんか。 |
| 穂 別 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 質問意見がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| 鷺 川 地 区 | (異議なし) |
| 議 長 | 穂別地区、ご異議ありませんか。 |
| 穂 別 地 区 | (異議なし) |
| 議 長 | ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第16 議案第8号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 主 任 | 【議案第8号 朗読及び説明】 68ページになります。 公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。 申請地は申請者が相続により20年前に所有権を取得しましたが、当時からすでに農地として利用されていないとのことです。 現地確認結果として、議案に記載のとおり、原野化と農地として利用されておらず、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。 以上、1件、70ページに図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。以上です。 |
| 議 長 | ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 2 2 番 | 現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間利用されていなく原野化など荒廃化が進んでいる状態です。今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。 |
| 議 長 | ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 |
| 鷺 川 地 区 | (質問、意見なし) |
| 議 長 | 穂別地区、質問意見はありませんか。 |
| 穂 別 地 区 | (質問、意見なし) |

議 長 質問意見がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

鷺川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第8号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、5月20日に召集
いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。